

令和 3 年

3 月市議会定例会会議規則案・条例案

議案会第 2 号 豊橋市議会会議規則の一部を改正する規則…………… 3

議案会第 3 号 豊橋市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… 5

議案会第2号

豊橋市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月29日提出

提出者	豊橋市議会議員	山本賢太郎
	同	近藤喜典
	同	小原昌子
	同	向坂秀之
	同	星野隆輝
	同	斎藤啓
	同	豊田一雄
	同	坂柳泰光
	同	沢田都史子
	同	鈴木博

豊橋市議会会議規則の一部を改正する規則

豊橋市議会会議規則（平成16年豊橋市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで<u>の範囲内において、その期間を明らかに</u>して、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>（欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病その他の事故のため</u>欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

本案を提出するのは、会議運営の円滑化を図るため、現行規則の一部を改正する必要があるからである。

議案会第3号

豊橋市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月29日提出

提出者	豊橋市議会議員	山本賢太郎
	同	近藤喜典
	同	小原昌子
	同	向坂秀之
	同	星野隆輝
	同	斎藤啓
	同	豊田一雄
	同	坂柳泰光
	同	沢田都史子
	同	鈴木博

豊橋市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊橋市議会委員会条例（平成16年豊橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第13条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>（欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第13条 委員は、<u>疾病その他の事故のため</u>欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

本案を提出するのは、委員会運営の円滑化を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。